

最近の差別事件の動向・特徴とその背景

北口 末広

要 約

最近の差別事件は、ネット上の事件や煽動的・挑発的な内容や憎悪に満ちたものが増加しているという傾向にあるとともに、旧来の差別事件と同じ構図を根強く引きずっている事件も多いという特徴を持っている。背景としては、①根強い差別意識が依然として存続している点、②格差拡大の経済情勢が大きな背景を形成している点、③以上のような社会情勢のもと平等思想とは逆に差別の強化につながるような思想が社会的に強まっている点、④差別を温存・容認するような社会システムが存在している点を挙げることができる。

一 差別事件の動向・特徴を捉える視点

1 特徴や背景を明確にする重要性

差別事件や人権侵害事象を克服し、被害者救済や事件・事象のより根源的な解決を目指すためには、現実には、発生している差別事件や人権侵害事象を詳細に分析し、そこから導き出される特徴や背景を明らかにし、課題を

明確にすることが最も重要である。

「なぜ差別事件や人権侵害事象が深刻な状態になるまで放置されてしまったのか」、「なぜこのような差別事件が発生したのか」等を掘り下げていくことによつて、原因が究明され、的確な対処が可能になる。そうした視点に立つて、今日の差別事件を分析していく場合、下記のような視点が必要である。

2 内容に関する視点

まず第一に差別事件の内容に関する視点である。差別事件の内容はその他の形態とも密接に関わっているが、差別発言や差別落書き・投書等の内容が煽動的・挑発的なものか、単純な表現のものか、憎悪に満ちたものか、攻撃的なものか、結婚や就職に関わるものなのか等の特徴を捉えることが重要である。

3 差別行為者や被害者に関する視点

第二に差別行為者や被害者に関する視点である。これまでの差別事件においても多様な加害者や被害者が差別事件の当事者になっており、年齢や職業、その思想傾向や社会的地位などの違いによる分析も差別事件の特徴を捉える上で大きな役割を果たす。

加害者も子どもから高齢者を含む大人、職業別にも公務員や教育者、社会的に影響力の大きいマスメディア関係の人々、民間企業人や管理職層の人々などであるが、最も多いのは加害者が明らかにならないケースであり、差別行為者不明の差別事件で、近年の差別事件の主要な特徴を形成している。

被害者は一般的に被差別部落出身者をはじめとする被

差別者であるが、被害者が特定の個人である場合と不特定多数の場合があり、当該差別事件の直接的な被害者も加害者と同様多様な属性を持つ人々である。

また、この視点においては、加害者と被害者の関係分析も非常に重要であり、職場や地域において密接な関係を有する場合と全く関係がないという場合が存在する。

4 発生・発覚場所に関する視点

第三に差別行為や差別事件の発生・発覚場所に関する視点である。ネット上の差別事件の発生数は十分に把握できていないが、年々増加傾向にあるといえる。最近の差別事件の最も重要な動向・特徴であり、これらの事件の増加が部落差別撤廃に大きな影を落としており、差別意識を増幅させているという側面を持っている。

後に詳述するが、この種の差別事件では差別行為者が差別行為を実行しているのは、自宅をはじめとする密室であり、インターネットカフェ等においても事実上密室空間に近いものである。これらの事件は差別行為そのものは密室で行われているが、不特定多数の人々がそれらの内容を見ることが可能であるという特徴を持っている。

その他にもトイレ等の密室からメディアの現場、公的

施設内、教育現場、地域、職域、家庭等の多くの現実空間で差別事件が発生・発覚している。

5 動機・目的に関する視点

第四に動機・目的の視点である。思想的な背景を持った確信犯から愉快犯、怨恨、攻撃、挑発、煽動、いじめ、ハラスメント、排除、利害対立、金儲けの手段、大衆迎合等の多様な動機・目的のもとで差別事件が発生している。

現在、事件の解明が進められている戸籍不正入手事件は金儲けの目的のためになされており、その前提である結婚差別は部落出身者の排除目的のためである。ほとんどの差別事件に動機・目的が存在しており、それらの特徴を捉えることは差別事件を克服していく上で最も重要な方法の一つである。なぜなら動機・目的を取り除くことができれば多くの差別事件を抑制することができるからである。

6 手法・形態に関する視点

第五に手法・形態の視点である。差別事件の手法・形態も発言、電話、投書、凶書、落書き、電子メール、身振り、調査等の多くの形態を有している。発言の場合も

独り言からメディアを通しての発言まであり、時には名古屋で発生している差別事件のように、ハンドマイクで堂々と差別発言を繰り返す事件まである。また、最近ではネット上の掲示板への書き込みなどが著しく増加している。

二 最近の差別事件の動向・特徴

1 煽動的・挑発的な内容

以上のような視点に基づいてその動向・特徴を分析していくと、まず、第一の視点である差別事件の内容に関する特徴では、ネット上の差別事件が多発しているという現状と重なって、煽動的・挑発的な内容や憎悪に満ちたものが増加しているという傾向を持っている。東京都のUさん为中心的な被害者になった全国大量連続差別投書・ハガキ等事件はその典型である。加害者は刑事訴追され実刑の有罪判決を受けたが、その内容は憎悪に満ちたものであった。このような内容になったのも加害者の供述によれば、近年矢継ぎ早に出版されている「同和バッシング」関係書籍やそれらと一体となった社会的風潮の存在を挙げることができる。

二〇〇二年三月の「特別措置法」失効に伴って、一部のマスメディアの活動が差別事件の内容に色濃く反映している。部落解放運動のあり方に関する批判は自由であるが、これらの批判が偏見を不当に一般化したり、差別を助長・煽動したりするものになってはいけないのは言うまでもない。

このような傾向を顕著に示した事件がテレビ朝日・朝日放送共同制作による「サンデープロジェクト」差別放送事件である。私自身、本研究所が編集・発行している月刊『ヒューマンライツ』ですでにその差別性・問題点を指摘しているが、事件の内容や社会的影響という面で特筆すべき事件であり、最近の事件の象徴的なものとして、その要約を以下に紹介しておきたい。

2 「批判の自由」と「差別の自由」を混同

この事件に代表されるように出版をはじめとするマスメディアで「批判の自由」と「差別の自由」を混同している傾向が見られ、今日の差別事件の特徴を形成している。

この事件では、すでにテレビ朝日や朝日放送のトップを含む関係者によって、反省と真摯な取り組みが進めら

れているが、この事件を検証すると多くの問題点を持つ内容であることが分かる。

サンデープロジェクトによる事件とは、二〇〇五年一月二三日と三〇日、テレビ朝日系列の放送局によって『「食肉のドン」の犯罪』『政・官・業』利権構造』と題して、食肉商社ハンナングループのA氏を取り上げ、その二三日の番組冒頭に以下のような部落差別発言が行われたものである。

まずメインキャスターの田原総一朗氏が、「だいたいこの人をやんないマスコミが悪い」「被差別部落のなんとかと言ってるね、恐ろしがつてる。何にも恐ろしくない、本当は。タブー視されている、ここが問題。（取材にあつたジャーナリストの大谷昭宏氏と内田誠氏を指して）この人は、被差別部落をタブー視しないからできる」と大谷氏と内田氏を持ち上げ、続いてコメンテーターの高野孟氏が、「マスコミがタブーとしてきた」と言葉をはさみ、さらに田原氏が、「それを大谷（昭宏）さんは取り上げた」と繰り返し褒めあげた上で、高野氏が、「大阪湾に浮くかもしれない」と発言し、司会役のうじきつよし氏が、「危ないですよ。二人とも」と念を押し、田原氏が、「変にマスコミがタブーとすることが、逆に言えば差別」と締めくくったのである。

これら一連の差別発言に対して、番組の途中で司会役のアナウンサーが不適切な発言であることを認め一応の謝罪がなされたが、極めて不十分なものであった。

続いて二回目を放送した一月三〇日の番組冒頭で関係者が謝罪し、アナウンサーが、「先週の放送の冒頭のコーナー、ハンナンのA被告の特集を説明するくだりで、被差別部落の人達の心を傷つける発言があったことをお詫びします」と述べた後、発言した出演者によって発言の問題点等も含めた謝罪が行われた。

3 部落差別が利用されていないか

以上が放送内容に関する事実であるが、冒頭の一連の発言によって、意図的であるかどうかは別にして、関係者が部落差別を実に巧妙に利用しているとともに助長していると指摘せざるを得ない。

つまり、部落差別が二つの目的のために明確に利用されている。一つはA氏の「悪さ」を強調するための道具として、もう一つはタブーに挑戦するサンデープロジェクトの取材姿勢を強調するための道具としてである。

「被差別部落のなんとかと言ってね、恐ろしがつてる」(田原発言)、「マスコミがタブーとしてきた」(高野発言)、「それを大谷(昭宏)さんは取り上げた」(田原発言)、「大

阪湾に浮くかもしれない」(高野発言)、「危ないですよ。二人とも」(うじき発言)といった一連の発言で被差別部落の取材をすれば「大阪湾に浮くかもしれない」「恐ろし」さを強調し、タブー度を高めれば高めるほど、A氏の「悪さ」とサンデープロジェクトの勇敢な取材姿勢が増幅されるという構図ができてきている。

そしてこの二つを強調し増幅する役割を通じて、被差別部落に対するステレオタイプを強化し、部落差別意識を助長するという許し難い役割をも担っているのである。これらの放送によって被差別部落に対するタブー視と差別意識が間違いなく増幅している。

4 「同和バッシング」の社会的風潮

また、田原氏の発言は、視聴者や他のマスコミは被差別部落に偏見を持っており、被差別部落を「恐ろしい」と思っているという前提に立っており、だから「何にも恐ろしくない」となっている。

このように視聴者の差別意識状況を認識しながら上記のような報道をすれば差別意識がさらに拡大し、助長されるのは明白である。主観的にはどうであれ、客観的には明確な差別煽動行為と言わざるを得ない。

このような状況下で「悪いA氏」イコール被差別部落

出身を強調し、そのような人の取材をすれば「大阪湾に浮かぶ」となれば、被差別部落を殺人集団と断定したに等しく部落差別を助長する極めて悪質な行為である。

このサンデープロジェクト差別放送事件は最近の差別事件の特徴を顕著に示しており、その差別性・問題点を改めて示した。

差別意識が最も活性化するのは、優越意識と被害者意識が重なったときである。

一般的に差別意識が伝播する場合、うわさ、デマ、流言などが重要な役割を果たしている。特に社会的な偏見や差別意識に迎合する形で強調・歪曲された情報は、正確でない情報でも容易に真実だと受け止められる。被差別部落に対する偏見や差別意識があるもとは差別的情報の方が抵抗なく伝播しやすいのである。

差別が強化されるときのパターンの一つに、被差別者の「悪人」をやり玉にあげ、反論しにくい雰囲気を作り上げた上で、攻撃するというものがある。今回の冒頭発言は制作者の意図はどうであれ客観的にはその典型であるといえる。

後に紹介する差別事件の背景においても、以上の「同和バッシング」の社会的風潮や傾向を明確に指摘することができるといえる。

5 戸籍不正入手事件に見る特徴

さらに最近における差別事件の内容の特徴として挙げられる代表に、戸籍不正入手事件等上げることができ。正確にいえば最近ではなく従来からある事件であるが、時代が進み差別撤廃が進展したといわれる反面、旧来の差別事件と同じ構図を根強く引きずっているのも最近の差別事件の特徴である。

例えて言うなら、偏見に基づく差別意識を「氷の塊」とすれば、この間の取り組みによって解けてきた部分と、凍結したまま根強く解けていない「氷の塊」の部分が並存している状況にあるといえる。時代とともに「氷の塊」は小さくなっているとはいえ、今なお「氷の塊」のような差別意識をもち続けている人々の意識はほとんど変化していない。

それだけではない。「氷の塊」の周辺には時代の変化によって「水」に変化しやすい水が残っているのであり、時代の風潮によって容易にシャーベット状になる。その顕著な事例が結婚差別事件や戸籍不正入手事件であり、依然として多い差別落書きや市町村合併・校区編成の再編に伴う差別事件である。これらの事件は被差別部落出身者や被差別部落を忌避・排除する古くから存在する差

別事件である。

戸籍不正入手事件についても『ヒューマンライツ』ですでにその概要について紹介したが、最近の差別事件の顕著な事例として改めて紹介しておきたい。

この事件は一九八五年に同様の事件が発生・発覚しており、現在解明が進行中の事件と異なる点は、二〇年前が二七行政書士や二七弁護士が中心であったものが、今回は二七ではなく戸籍法施行規則第一条に明記されている「職務上請求が認められている」有資格者という点である。

八五年事件の取り組みの成果として、各有資格者団体によって整備された戸籍等請求用紙が悪用されたのである。この用紙は戸籍不正入手防止の目的で各有資格者の団体が作成しているものである。八五年時点ではそのような用紙も未整備で、架空の行政書士名をでっち上げて役所に請求するだけで簡単に他人の戸籍謄抄本等を入手することができていた。ある面では今回の戸籍不正入手事件はさらに巧妙になったといえる。

全容の解明にはまだ多くの時間を要するが、「部落地名総鑑」の貸し借りや戸籍不正入手手数料が明記された調査業者の会計帳簿が、民事訴訟の裁判資料として提出されたのが事件の発端である。

三〇年の歳月を経てもなお「部落地名総鑑」が所持されていた現実、部落差別の根深さを顕著に示したものといえる。その構図は、二〇年前の一九八五年戸籍不正入手密売事件とほとんど変わっていない。

6 一九八五年戸籍不正入手密売事件

そこで改めて八五年事件の内容と差別性・問題点を紹介し、今回事件の本質を明らかにしておきたい。

八五年事件では他人の戸籍謄抄本を二七弁護士や二七行政書士等が職務上請求を偽って不正に入手し、興信所や探偵社に一通五千円から一万円で密売していたことが明るみに出た。

こうした戸籍謄抄本等は、結婚や就職における身元調査の重要資料として悪用され、それは差別調査と結びついていたことも関係者の証言で明らかになった。このような「戸籍屋」の実態が明るみに出たのが八五年事件である。これ以後、二七税理士や二七司法書士、二七行政書士が、同様の事件で連続して逮捕された。これら一連の事件を戸籍不正入手密売事件と呼んでいるのである。

一九八五年九月二一日の各紙には、「税理士装い戸籍謄本入手」などの見出しで産経新聞では次のように報じられている。

税理士を装い区役所から不正に戸籍謄本を入手していた：（中略）：『N興信所』社長（Kのこと…引用者注）
 …（中略）…が二〇日までに、大阪府警捜査二課と淀川区に税理士法違反と有印私文書偽造、同行使の疑いで逮捕された。調べによると、Kらは神戸市灘区内に住むAさんの身元調査をするため、Aさんの戸籍謄本▽改製原戸籍▽戸籍付票の三通を不正に入手しようと計画。さる六月一七日、架空の税理士名の印鑑を偽造して交付申請書を作成。灘区役所から郵送でAさんの戸籍謄本類を受け取った疑い。また、八五年六月から七月にかけて大阪・淀川区役所からも同じ手口で六通の戸籍謄本を不正に入手していた。

八五年事件は以上のように報道されている。この調査業者の事務所には、ニセ弁護士やニセ行政書士のゴム印が多数あったとも報じられている。

これらの事件以外にも数件の事件が新聞紙上で報じられ、いずれも、弁護士法違反、税理士法違反、司法書士法違反、行政書士法違反、有印私文書偽造などの疑いで逮捕されている。

このように戸籍不正入手密売事件は、広範に身元調査に利用するために戸籍謄抄本などが取られていた現実を明らかにした。

当時、ある興信所の社長は、他人の戸籍をいかにして入手するかについて、「有資格者を通して入手した」と答えており、今回事件と同様の手口も使われている。

当時、大阪法務局長は「戸籍法の精神を踏みにじり、基本的人権を侵害するもので重大に受け止めている。本省へも働きかけ、全国的な問題として取り組んでいく」と強調したが、二〇〇五年の事件が発覚したように現在においても、身元調査の重要資料として戸籍謄抄本等が取られているのである。

いうまでもなく、これらの事件は、戸籍法施行規則第一条の「謄本等の交付請求の事由を示さないでよい場合」三、弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士又は行政書士が職務上請求する場合」の条項を悪用したものであり、その背景に、根強い差別身元調査が存在していたといえる。そのことを明確に示す事件関係者の証言が存在している。

7 当時の戸籍不正入手者の証言

まず、結婚の身元調査を専門にしていたM氏の一九八六年三月一三日の証言によると、戸籍謄本の不正入手についてどの興信所や探偵社でも同じようなことをしてお

り、今回の事件は氷山の一角であり、かなりの量の戸籍謄本等が不正に入手され、正規の司法書士や行政書士もアルバイトで取っている現実が広範に存在しているというところ。

また、戸籍謄本等があれば、調査の期間が省けるとともに依頼者への信用が増すので、この五年間（一九八〇年～八五年）に、調査のためにM氏一人で取った数は少なく見積っても三〇〇〇通を超えているということ。さらに、正規の有資格者に個別に入手を依頼した場合、一件五千円から一万円の手数料が必要だということ。それらの戸籍謄本等が活用された結果、結婚時の身元調査の実態をM氏は、「部落出身者かどうかの調査結果は口頭で行うが、口頭で報告するのはこの項目くらいである」ことなどを証言し、当時においても証拠が残らないようにしている実態が明確になった。

以上の証言内容から明らかのように、これらの事件が単なる戸籍不正入手密売事件ではなく、その多くの部分が差別調査に結びついていたということである。

この事件の特徴は、戸籍謄本等を取られた本人が、自らの戸籍が取られたということを知ることができなかつた点にある。つまり、「自覚なき被害者」であることによって、加害者（＝不正入手者）の側からか、行政の窓

口におけるチェックでしか事件が発覚しないということがほとんどなのである。

今日では情報公開条例等によって自己の戸籍を入手した人物を特定することが一部可能になったが、「自覚なき被害者」が情報公開条例を活用して請求することは事実上ほとんど不可能である。

このような戸籍不正入手事件の出発点は、調査業者に調査を依頼する企業や個人である。特に結婚時に差別調査を依頼する個人は後を絶たない。根強い差別意識を持った人々がいる限り、結婚差別をするための手段としての差別調査と「部落地名総鑑」は存続し続ける。

そしてこれらの状況を問題が発覚するまで事実上放置し、防止するための十分な施策を講じていない行政機関の責任は大きい。

8 「氷の塊」のよじな根強い差別意識

以上のように八五事件と同様の事件が今回明らかになってきている戸籍不正入手事件なのであり、依頼者も調査業者の役割もほとんど変化がなく、その構図はほとんど変わっていない。

戸籍不正入手事件それだけでは差別事件ではないが、身元調査の手段とその付加価値を高めるために戸籍等が

取られており、プライバシーを侵害する悪質な事件であるとともに容易に差別身元調査とも結びつく事件である。

上記の「氷の塊」のような根強い差別意識を持ち続ける人々と、戸籍不正入手事件の原点である調査依頼者は、明らかになった結婚差別事件を分析すればほぼ重なる。これらの戸籍不正入手の先に差別身元調査や結婚差別が存在しているのであり、これらの差別事件を許している社会システムが存在している。今日の差別事件の大きな特徴として、旧来の根強い偏見に基づく差別意識とそれを容認している社会システムを悪用している点を指摘することができる。

9 闇から執拗に攻撃してくる犯人

第二の視点である差別行為者や被害者に関する特徴では、特に差別行為者に関しては行為者不明の事件が多く、闇から執拗に攻撃をしてくる事件が続発している。全国大量連続差別投書・ハガキ等事件においても極めて執拗で悪質なものであり、この事件も長期間犯人不明の事件であった。先に紹介したように偶然見つかった犯人の供述によって、近年の「同和バッシング」の社会的影響を強く受けた行為者であることが明らかになったが、他の

差別事件においても同様の影響を強く受けたと推測される犯人不明の事件が増加している。

また、ネット上の差別事件が増加している傾向と、N社の社員によるネット上の極めて悪質な事件の分析からいえることは、行為者が若年化してきているという傾向と差別意識から実際の行為までの距離が非常に短くなっていることである。N社の元社員のメールには「N社は大阪部落民を差別する会に加盟しています。以下のエタ・非人の可能性が高い住所にお住まいの下僕民の差別を推奨します」などと書かれ、その下に大阪の部落の名四〇カ所も記載されていた。

ネットが普及するまでは、差別意識とそれを表出させるエネルギーが相当な量に達するまで実行行為におよばなかったが、ネット社会では差別意識を表出させるエネルギーが小さくても実行行為におよぶようになったことを指摘できる。それは、匿名性を高める手段としてネット社会は都合がよく、そのことによって犯人不明の差別事件が増加するという傾向が進んでいることの裏返しである。これらの犯人は匿名性の保障がなければ多くの場合、実行行為におよばない。

情報化の進展が差別意識や差別事件を増幅させているといえる。

一方、被害者は特定の個人である場合と不特定多数の場合が存在するが、不特定多数の場合は加害者を特定するのが困難なことが多く、加害者と被害者の直接の関係性も希薄であり、加害者が被差別部落一般に根強い偏見を持ち、利害対立や個人的な怨恨等ではなく、強力な差別思想が差別意識を演出するエネルギーになっている。

被害者が特定の個人やグループである場合、加害者と被害者の関係が明確であることが多く、加害者と被害者の関係分析も非常に重要な意味をもつ。メールによる差別事件であったN社の事件ではメール内容から関係分析を行った結果、加害者を絞り込めたのである。

さらに加害者が複数存在するという事件もある。例えば戸籍不正入手事件に関わって差別身元調査が行われる場合、依頼者も加害者であるが、調査業者や調査業者から依頼を受けて戸籍不正入手に加担した人も加害者であり、被害者が「自覚なき被害者」である場合も存在する。最近の傾向としては犯人不明の事件が多く、被害者も不特定多数の事件が多い。ただし結婚差別事件のような加害者と被害者の関係が密接な事件も減少しておらず、戸籍不正入手事件のように結婚差別事件に発展する前段階の事件の発覚は増加している。

10 ネット上の事件の増加

第三の視点である差別行為や差別事件の発生・発覚場所や時間に関する特徴では、これまでも指摘してきたようにネット上の事件の増加を挙げることができる。これまでの差別事件と同様に、ネット上に書き込んでいる「現実空間での差別行為者」が存在しており、紛れもなく現実空間の事件である。差別行為者の視点から見れば差別落書きの落書きをする場所が変化しただけだと捉えられないこともないが、現実空間にいる差別行為者が現実空間のトイレや壁、ビラ等に落書きする行為とでは大きく異なる。ネットを通じて世界中の人々が自由に閲覧できるようにするのである。行為者にとっては差別行為自体は旧来と大差なく、変わったのは手書きからキーボードに変わったことぐらいであるが、その社会的影響は大きく異なる。

情報環境が世界を変えたように、ネット上の差別事件が差別事件の態様を変えるような状況になりつつある。人権問題は社会の進歩、科学技術の進歩とともに、より高度で複雑で重大な問題になっていくといわれる。それらの、より高度で複雑で重大な人権問題や差別事件に対応していく必要性が今日の差別事件の特徴からも指摘

できる。今日、ネット上で多種多様な差別事件が発生しているが、一五年前には考えられなかった問題であり、このような問題にも的確に対応するシステムが必要なのである。

例えばインターネットの特色は、時間的・地理的制約がないこと、不特定多数の人が対象であること、匿名で証跡が残りにくいことである。また、情報発信や複製・再利用が容易であり、場所が不要であること等である。こうした特性を縦横に利用したネット環境下の差別事件に対しては、現実空間を前提としたこれまでの取り組み方では不十分であり、これらの特性をふまえた新たな取り組み方が求められているのである。

情報化の進展とともに、時代のスピードが速くなればなるほどそれに対応した差別事件を克服するシステムが求められているのである。つまり情報化時代の差別事件に対応した社会や部落解放運動のシステムが求められているのである。

また、一方で旧来からの発生現場であるトイレ等の密室からメディアの現場、公的施設内、教育現場、地域、職域等の多くの現実空間で差別事件が発生・発覚している。発生・発覚の場所に関する特徴を一言でいえば、これまでの傾向にプラスして、電子空間上の差別事件が飛

躍的に増加しているといえるとともに、その把握されている実態は氷山の一角であると推測される。

11 攻撃、挑発、煽動目的の事件の増加

第四の視点である動機・目的に関する特徴では、例えば結婚差別事件のように忌避・排除といった動機・目的の差別事件が後を絶たない。結婚差別事件と差別身元調査事件が合体したような事件の場合、事件加害者の立場によって、忌避・排除だけではなく、調査業者やそれに荷担した人々の経済的利益のためになされていることも明確になっている。このような動機・目的の事件は発覚する例が減少しているが、戸籍不正入手事件等の取り組みの中で明らかになったことからいえることは、発生は必ずしも減少しておらず、差別行為が巧妙になったことによって発生と発覚のギャップが大きくなっていると指摘できる。

また、近年の特徴は市場原理至上主義やそこから生じる経済的格差が基盤となって、時代の思想的傾向が差別を助長する方向に向いてきており、それらの思想的な背景を持った確信犯や愉快犯、攻撃、挑発、煽動等の動機・目的でなされている差別事件が続発している。

第五の視点である手法・形態に関する特徴では、先に

も指摘したが、ますます巧妙化しているといえる。差別事件に対する取り組みによって確立したシステムを悪用したり、電子空間を巧みに利用した差別事件が増加している。特に近年では電子メールを使って、大量に差別メールを送る事件等が増加している。

以上、最近の差別事件の動向・特徴を紹介してきたが、総じていえることはこれまでと同様の差別事件が続発しているとともに、ネット上の差別事件がますます悪質化するとともに、確信犯や愉快犯による攻撃、挑発、煽動を目的とする事件が差別事件全体に大きな位置を占めるようになってきている。

三 最近の差別事件の背景

以上のような特徴を持つ差別事件の背景として、第一に、根強い差別意識が依然として存続している点を挙げることができる。これらの偏見に基づく差別意識は、社会システムと密接に関わっており、今日のような市場原理至上主義を助長するような社会システムでは差別意識の再生産は容易になされる。

また、人と人との関係も社会の種々のシステムと連動している。差別・被差別の関係を改善し平等な関係にす

るためにも社会システムの改革が重要である。今日の社会は人と人との関係を平等な関係にする社会システムとは逆行する動向を示し、差別意識が助長されやすい方向にある。二〇〇五年八月から一〇月にかけて行われた大阪府民意調査はそのことを端的に示している。差別解消に向けた意識については、「差別は人間として恥ずべき行為」「差別される人の言葉を聞く必要がある」との考え方がいずれも八〇％で、前回（二〇〇〇年調査）より各六ポイント減少している。また「同和地区が低くみられる状態をなくせろと思うか」と聞いたところ「なくせる」との回答は前回より八ポイント減少し、逆に「難しい」は七ポイント増加しており、特に二〇代、三〇代でその傾向が強く出ている。

第二に、格差拡大の経済情勢が大きな背景を形成している。

バブル経済の崩壊以降、経済政策の失敗とともに、若干の明るさが見えるものの経済情勢は依然厳しい状況が続いており、貧富の格差は拡大傾向にある。また財政危機が続いており、国債依存度は戦時中の水準に匹敵し、借金を返すために借金を重ねるといふ状態になっている。国と地方自治体を合わせ、約七七〇兆円の累積赤字が存在している。

財政が縮小することは、全体として福祉・人権・教育・雇用の政策にも悪影響を与え「フリーター」や「ニート（NEET）」、「引きこもり」問題はますます深刻化している。

例えば一九二九年に米国に端を發した世界大恐慌の場合も、株価の大暴落が原因であると指摘されたが、所得の格差が大きく開いていたことが恐慌の大きな要因でもあったといわれている。当時、米国では高額所得者の上位五％の人に個人資産の絶対量の三分の一が集中していた。日本の経済状況も富める者がますます富み、貧しい者がますます貧しくなるという状況になってきている。これらの状況はファッショ的な意識と差別主義的な意識を増幅させる。一般に「勝ち組」と「負け組」が明確になる社会や、恐慌のように経済が破綻状態になり生活困窮が続く社会では、その不満の捌け口は被差別者に向かう（日本の現況はその捌け口が公務員と被差別者に向かっている）。特にナチス時代のドイツが示しているように、優越意識と被害者意識が重なると差別意識はより攻撃的になる。

世界大恐慌によりドイツのナチス（国家社会主義ドイツ労働者党）が、結果として議席数を飛躍的に増加させ、後にユダヤ人大量虐殺の準備がなされることになったと

いう歴史がある。彼らは矛盾したことを堂々と語り、その主張は一貫性がない面もあったが、ユダヤ人（彼らもドイツ国籍を持っていた）を攻撃するときには、多くのドイツ国民が持っていたユダヤ人に対する偏見（悪徳商人など）を悪用し、「優越意識」と「被害者意識」をうまく利用した。「アーリア人の優越」「下等民族であるセム族に属するユダヤ人」との人種的偏見にもとづくアジテーションによって、多くのドイツ人の「優越意識」をくすぐり、そのユダヤ人がドイツの金融資本を牛耳って善良なドイツ人を搾取していると「被害者意識」を煽ったのである。これらの主張も一九二九年の世界大恐慌が起こるまでは、ほとんど支持されなかった。その証が国会における議席数に顕著に表れている。多くのドイツ国民の生活が恐慌とともに困窮度を増していくなかで、彼らの主張がドイツ国民に受け入れられ、ナチスは飛躍的に議席数を増やしていくのである。恐慌前の一九二八年五月の総選挙では一二議席であったものが、恐慌後の一九三〇年九月には一〇七議席、三二年七月には二三〇議席になったのである。これらの議席の変動の背景には、第一次世界大戦敗戦と多額の国家賠償責任や未曾有のインフレなど多くの政治的要因とともに、最も重要な要因として経済情勢があった。このような意味で、経済状況

の悪化は人権状況の悪化と密接にかかわっている。今日の差別事件の背景に、このような経済情勢やそれらを基盤とした社会の閉塞感が存在しているといえる。

第三に、以上のような社会情勢のもと、平等思想とは逆に差別の強化につながるような思想が社会的に跋扈し始めている。石原東京都知事による人種差別発言はその典型であり、それらの発言を公然と行い、反省もしない公人が、一定の支持を受けるといふ社会状況なのである。マスメディアもこれらの状況に対して事実上許容している事態は、深刻と言わざるを得ない。それらの思想にプラスして、二〇〇二年三月で同和対策事業に関わる特別法が失効するという状況が重なって、一部に「同和バッシング」が横行している。先にも述べたように、部落解放運動のあり方に関する批判・評論は自由であるが、「同和バッシング」的内容とそれに同調する社会的風潮が今日の特微的な差別事件の背景になっている。

第四に、差別を温存するような社会システム上の問題や、差別を容認するような社会システムの存在を挙げることが出来る。戸籍不正入手事件に代表されるように、現在の戸籍制度における個人情報保護の視点に立った自己情報コントロール権の未整備をはじめとする、多くの制度的な問題が背景になっている。端的にいえば、「部

落地名総鑑」から三〇年を経た今日においても、「大阪府部落差別調査等規制等条例」のような法制度がない都道府県では「部落地名総鑑」の作成・販売ですら法令違反にならない現実が存在しているのである。このような社会制度上の問題が今日においても差別事件の大きなバックボーンを形成している。

以上、多くの特微や背景を指摘したが、地域や職域、教育現場等でさらに多様な差別事件が続発しており、それらの差別事件の傾向・背景もふまえた取り組みが部落解放運動をはじめとする関係各機関に求められているといえる。